

消費者委員会の活動について

平成23年8月30日

日本司法書士会連合会

1 発足からの消費者委員会の活動状況について

(1) 意見・建議・答申について

- 月ベースで平均して3～4件の意見等が提出されている点は評価できる。

(2) 提出された意見等について

- 「有料老人ホームの前払金に係る契約の問題」、「未公開株勧誘被害の問題」については具体的な立法につながっており評価できる。

- 「決済代行業者を経由したクレジットカード決済によるインターネット取引の被害対策に関する提言」については、消費者庁インターネット消費者取引研究会のとりまとめは、決済代行介在の表示に重点が置かれた内容となっており、貴委員会の提言のうち、「3. 求められる対策(3) 通信販売業者による決済代行業者に係る表示の義務付け」が独り歩きしてしまった感がある。決済システムにおける問題の本質に着目した意見を前面に展開すべきではなかったかと考える。

2 今後の消費者委員会の活動への期待

(1) 活発な意見及び建議を期待する

- 例えば、インターネットを利用する悪質な取引被害の決済方法は銀行振込決済代行、コンビニ収納代行、電子マネー等多岐に及んでおり、これらに関する法の規定は必ずしも被害救済あるいは防止の観点からすると十分ではない。

したがって、例えば以下(2)のような施策を行って、幅広く情報を集約し、新たな被害に対する検討を行い、そのうえで速やかに意見提言等がなされることを期待する。

(2) 広く情報を収集するためのシステム設計を期待する

- 消費者委員会において意見ないしは建議を求めたい事実(事件)が発生した場合の情報提供方法などについて、分かりやすい窓口を設けたらどうか。

例えば、消費者委員会のホームページトップ画面から「情報提供・意見はこちら」のようなタブを置くなどは検討できないかと考える。

3 その他

(1) 匿名性を高める悪質な詐欺事案への対応のための建議を期待する

- 架空請求をはじめ、詐欺を行った者の特定が困難である事案が少なからず存在する。

- 振り込め詐欺被害救済法等によるアプローチが必ずしも奏功しない場合、最終的には民事裁判で被害回復をはかることになるところ、当事者の特定が困難であるため、訴訟の入り口段階で門前払い（却下）になる場合がある。

- また、加害者を特定するために、金融機関や携帯電話会社などを囑託先とする調査囑託申立てを利用する場合があるが、同申立の採用については消極的な考え方をとる裁判官も存在する。

- このような場合、被害者は最後の頼みの綱であった民事裁判による救済も受けられず泣き寝入りすることを余儀なくされることになる。

- かかる不利益を是正するために、民事訴訟法の規定の見直しの必要性なども含めて、検討すべきではないか。